

第1章 創造分野

1. 知的財産の創造を推進する

(1) 知的財産の創造基盤を整備する

創造性を育む教育と科学技術に重点を置いた教育を推進し、世界に通用する優れた人材を育成する

- ・創造力の豊かな研究者を育成するため、多様な個性・能力を伸長させる教育環境を整備するとともに、科学技術に力点を置いた「英才」教育を推進する。**(御手洗本部員)**

魅力ある大学を作り、研究人材を充実させる

(大学関係)

- ・2003年度以降、大学の業績情報を公開する。**(野間口本部員)**
- ・2003年度以降、研究成果（論文、特許）の評価を行い、それを給与体系に反映させ、年功序列から真の実力主義に移行する。**(御手洗本部員)**
- ・2003年度以降、「選択と集中」により、各分野の教育研究のトップを国際的競争力のある大学として育成する。**(御手洗本部員)**

(研究者関係)

- ・総合科学技術会議の「研究者の流動性向上に関する基本的指針」を踏まえ、2003年度中に、任期制及び公募制に関する研究人材流動化計画の策定状況及び達成状況を公表し、その拡大に向けた措置を講じるとともに、異動する研究者が経済的に不利益を受けるシステムを改善する。**(川合本部員、野間口本部員)**
- ・2003年度中に、各大学・公的研究機関において、他大学・民間出身者、外国人研究者、女性研究者の採用目標等を盛り込んだ多様化計画を作成、公表するよう促し、その拡大に向けた措置を講じる。外国人研究者の招聘を促進するため、研究環境と生活環境を充実させる。**(御手洗本部員、日本弁理士政治連盟)**
- ・2003年度中に、民間における大学院修了者等についての受入状況及び大学等と産業界との人材交流状況を調査・公開し、その拡大に向けた措置を講じ

る。(川合本部員、国立大学協会)

(若手研究者)

- ・大学・大学院教育を充実させるため、2003年度中に、各大学・公的研究機関において、専任の研究・教育補助者の増加目標を作成、公表するよう促し、その拡大に向けた措置を講じる。(安西本部員)

その他知的財産を創造する環境を整備する

- ・第2期科学技術基本計画を踏まえて研究施設・設備の改善を早急に行う。
- ・地方公共団体等と大学・独立行政法人との連携を着実に進める。(日本弁理士会)
- ・企業及び個人から大学への寄附を促進する税制面での措置を講じる。(久保利本部員、大阪商工会議所、国立大学協会、知的財産国家戦略フォーラム)

(2) 大学等における知的財産の創造を推進する

知的財産の創造を重視した研究開発を推進する

(大学、公的研究機関における研究開発)(阿部本部員)

- ・2003年度以降、民間企業の参加も得て、基礎研究段階からその研究成果の応用、技術移転に至るまで一貫して実施する研究開発制度をさらに充実させる。
- ・第2期科学技術基本計画を踏まえて競争的資金を倍増する。

(研究開発における特許情報)(知的財産国家戦略フォーラム)

- ・2003年度中に論文等の検索システムと特許検索システムをリンクさせる。
- ・2003年度以降、国の資金による研究開発においては、研究課題の選定における特許情報の活用にとどまらず、研究開発の実施段階においても事前に特許情報を調査する。

研究開発評価において知的財産を活用する

(研究者の評価)(野間日本部員、国立大学協会、知的財産国家戦略フォーラム)

- ・2003年度以降、社会貢献が研究者の責務の一つであることを、大学・公的研究機関において明確に位置付ける。さらに、知的財産の創造が想定される分野においては、研究者の業績評価として特許を重視する。

(大学・研究開発型独立行政法人の評価)(野間口本部員)

- ・2003年度以降、大学評価・学位授与機構及び国立大学法人評価委員会において、各大学の知的財産の創造、保護及び活用に関する取り組み状況を評価し、その結果を公表する。同様に、研究開発型独立行政法人においても、事後評価の指標の一つとして知的財産の創造、保護及び活用に関する取り組み状況を用いる。

(公募型研究費)

- ・2003年度以降、科学研究費補助金その他の公募型研究費について、公募申請に際して申請者の知的財産に関する状況を申請させることにより、研究課題の採択における評価の参考とする。

研究者に多様なインセンティブを付与する

(実施料の還元)

- ・2003年度以降(国立大学にあっては法人化にあわせて)大学・公的研究機関が研究者のした発明に関する権利を承継し、実施料収入を得た場合に、発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。(国立高等専門学校協会)

(研究資源への配分)

- ・2003年度以降、知的財産の創造が想定される分野においては、研究資源の配分に当たり、その一部に、知的財産に関する取り組み状況を反映させる仕組みを設ける。

知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実する

- ・法人化後の大学では、特許権が一元管理される方向にあるとともに、国内外への特許出願件数も増加することが予想され、国公私を通じた大学等への特許関係経費の支援を、競争的原理の下で、大学の自主性を尊重しつつ、大幅に拡充する。
- ・その際、研究開発の時期と特許関係経費に係る需要の時期のずれを踏まえ、柔軟な対応を可能とすべく2004年度までに以下の措置を講じる。
 - ・研究開発型独立行政法人や法人化後の大学における運営交付金の査定において特許収入等分を別枠扱いにするなど、特許等関係費の優遇措置を講じる。

- ・プロジェクト研究や競争的資金など、特許等の取得をある程度の目標とする研究費については、特許等の出願等に係る経費を負担できるようにするとともに、特許等の出願等に係る経費については、年度会計にとらわれず柔軟に対応できる経費とする。
- ・国立大学の法人化前であっても、TLOを通じた個人帰属の特許活用を推進することとし、海外出願・国際（PCT）出願の費用確保に努める。
(安西本部員、日本私立大学連盟、国立大学協会、国立高等専門学校協会、大阪商工会議所、日本弁理士政治連盟、ビジネス機械・情報システム産業協会)

大学知的財産本部や技術移転機関といった、知的財産に関する総合的な体制を整備する

- ・大学知的財産本部や技術移転機関といった、知的財産に関する総合的な体制を整備する(日本商工会議所)

(体制整備、統一した戦略の策定)

- ・従来、技術移転を主たる業務としていた TLO に加えて、重点大学に知的財産本部が整備されることを踏まえて、大学知的財産本部と TLO が一体となって知的財産の創造、保護、活用を進めるための総合的な体制を構築し、統一した知的財産戦略を策定することを促す。併せて知的財産に関する普及・啓発、各種方針・ルールの策定、共同研究・受託研究に関する調整機能、権利化機能、技術移転機能、法務機能、インキュベーション機能といった各機能の大幅な強化を図る。(下坂本部員、中山本部員、野間口本部員、御手洗本部員、日本弁理士会、国立大学協会、関西経済連合会、日本知的財産協会、知的財産国家戦略フォーラム、電子情報技術産業協会、日本製薬工業協会)

(大学知的財産本部と TLO)

- ・大学の発明が死蔵されたり、あるいは不良資産化することのないよう、民間の人材や弁護士・弁理士を活用しつつ、研究成果の評価、権利化等に関する大学知的財産本部の判断と TLO の判断が一体的に行われる体制を整備する。このための参考として、2003 年度中に、大学内の知的財産に関する組織、TLO 等産学官連携組織の有機的連携のあり方に関する複数のモデルを提示する。(下坂本部員、野間口本部員、日本弁理士会、大阪商工会議所、知的財産国家戦

略フォーラム)

(知的財産関連組織への支援)

- ・大学に対する知的財産ポリシーを制定する

2003 年度中に、大学における知的財産本部の選定の意味などをポリシーの形で作成公表し、ベンチャー育成・社会還元を明記し、大学の知的財産の移転先として国内企業、ベンチャー優先を明らかにする。(森下本部員)

- ・政府は、大学が主体的に取組む知的財産戦略等に対して、国からの資金的支援を拡充強化する。(阿部本部員)

- ・国際競争力のあるスーパー産官学連携本部を整備する

2004 年度に、国際競争力の高い産官学連携・技術移転機関の養成を図るべく、大学知的財産本部の中から全国で 5 拠点程度を選定し、より予算を重点配分することにより、スーパー産官学連携本部の整備を支援する。スーパー産官学連携本部の選定に当たっては、幹部への民間人材の活用度合、知的・産業クラスター・地方自治体・既存 TLO・インキュベーションセンターとの連携度合等を考慮する。スーパー産官学連携本部では、国際出願、経営人材の紹介、TLO / インキュベーションセンターと連携した技術移転事業、グローバルな研究の一層の推進を実施する。(森下本部員、日本弁理士政治連盟)

- ・特色のある知的財産本部を整備する

2003 年度以降、国立大学法人化にあわせ知的財産本部機能の一層の充実・強化を図るとともに、各大学の状況に応じた多様な形態の知的財産管理体制が実現されるよう財政面等の支援を行う。(下坂本部員)

- ・技術移転機関を支援する(大阪商工会議所、神奈川科学技術アカデミー)

2003 年度以降、新設される技術移転組織に対する一定期間の財政支援を行うとともに、研究成果の社会還元という観点から実施される産学官連携・技術移転機関の経済的自立は長期間を有することを踏まえ、既存の技術移転機関についても、業績評価を踏まえて支援額を重点化させることを前提に、財政面での

支援を強化する。

- ・産官学連携組織・技術移転機関を評価する（**知的財産国家戦略フォーラム**）

2003 年度中に産学官連携・技術移転組織の業績に関する適切な評価手法を確立し、2004 年度以降、それに基づく評価を行うとともに、評価基準及び評価結果を公表し、評価結果を財政支援に反映させる。

（指針の策定・グッドプラクティスの共有・ネットワーク）

- ・移転の見込みのない特許出願・権利化が経済的な自立を困難にさせるという悪循環を防止すべく、2003 年度中に、産学官連携・技術移転に関するグッド・プラクティスを調査し、大学知的財産本部、技術移転組織間の連携を強化して、情報の交換や共有を可能とする枠組み（日本版 AUTM）を設ける。

（**知的財産国家戦略フォーラム**）

- ・2003 年度以降、大学知的財産本部、TLO が未整備の大学や地域の公的研究機関等からの技術移転についても対処できるよう、産学官連携・技術移転組織（地域の公的研究機関におけるものを含む）の更なる拡大・ネットワーク化を推進する。（**日本弁理士政治連盟、知的財産国家戦略フォーラム、神奈川科学技術アカデミー**）

（学生を含む共有の場）

- ・企業、大学、法務等の関係者が、学生を含めて実践と研究の場を共有できる「**知的財産戦略融合研究センター**」を設置する。（**安西本部員**）

（マッチング）

- ・2003 年度以降、大学、TLO 等の技術シーズと産業界ニーズのマッチングを強化するための研究開発事業や情報提供事業を充実させる。

（知的財産に対する理解の向上）

- ・2003 年度以降、大学・公的研究機関等の研究者及び事務職員に対する各種研修・セミナーを充実させる。（**知的財産国家戦略フォーラム**）

知的財産に関するルールを明確化する

(機関一元管理原則及び研究者の流動化)

- ・2003年度以降(国立大学の場合は法人化を契機に)大学、公的研究機関において各種の知的財産(特許、著作権に限らずこれ以外の意匠等を含む。)の効率的な活用が図られるよう、大学等の機関一元管理を原則とした体制を整備する。その際、研究者の流動性確保の観点から、少なくとも自らの発明についての異動先における研究の継続を可能とするといった柔軟なルールを整備する。(川合本部員、野間口本部員、大阪商工会議所)

(産学官連携に関するルールの整備・契約締結の柔軟性確保)(野間口本部員、御手洗本部員、日本知的財産協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、日本防衛装備工業会)

- ・共同研究・受託研究の促進を図るために、企業側の営業秘密の保護と、大学の開放性等を両立させるという観点、及び研究者の発明の公知化を防止するという観点から、2003年度中に、大学等における秘密管理の参考となるべき指針を策定し、周知する。
- ・2003年度中に、産官学連携の推進に伴う研究者の利益相反問題についての参考となるべき指針を策定し、周知する。
- ・2003年度以降、知的財産権の取り扱いを含め、企業と大学等の間の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約締結の柔軟性を確保する。

大学発ベンチャーを促進する

- ・2003年度以降、大学等の発明等を基にした起業の促進を図るため、大学等の機関一元管理を原則とする場合にあっても、起業しようとする研究者の求めに応じて権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。(川合本部員)

知的財産権の取得に係る手続を支援する

- ・2003年度中に、大学等に配布したパソコン出願ソフトの利用状況を調査し、さらなる普及のための措置を講じる。

発明を人類全体の財産として開示しつつその権利を保護する

(「公知」の基準明確化)(川合本部員)

- ・2003年度中に、判例等の調査により、特許を受けることができない「公然知られた発明」の判断基準を整理し、研究者間の自由な意見交換と特許保護の両立を図るための守秘義務の活用の仕方を研究現場に周知する。

(研究における特許発明・研究マテリアル)(川合本部員)

- ・2003年度中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究の範囲の明確化を図り、大学・公的研究機関の研究現場に周知する。さらに特許権の効力が及ぶ場合において、研究目的と商業的目的を区別したライセンス契約の普及や日本版バイドール制度の運用面における工夫、さらにガイドラインや立法措置の可能性を含めて、内外の事情を調査し、大学・公的研究機関における特許発明の使用を円滑化するための措置を講じる。
- ・研究において用いる有体物(マテリアル)の移転条件や簡便な移転手続を定めたルールの更なる周知を図り、研究活動での有体物(マテリアル)の使用の円滑化を図る。

(3)大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造を推進する

- ・ブレイクスルーをもたらす革新的な基本発明の発明者が十分に報われる制度的基盤を整備することにより、非凡な才能を有する発明者の創作意欲を刺激して質の高い知的財産創造へのインセンティブを高めるとともに、企業、大学を問わず特許戦略の量から質への転換を促し、基本特許の取得意欲を刺激する。(知的財産国家戦略フォーラム)

企業と従業者の自主的な契約を尊重するため、特許法の規定を廃止又は改正する

- ・先の最高裁判決(平成15年4月22日)により、現行法の解釈として、勤務規則等により算出された対価の額が特許法の定める「相当の対価」の額に満たないとき、従業者はその不足額を請求できる旨が判示された。しかし、かかる判決を待つまでもなく、企業は、本来、研究者の能力を十分に發揮させるために発明奨励制度を充実させ、優れた発明の創出に対するインセンティブを高めることが期待される。研究者のインセンティブも多様であり、研究者にとってみても、使用者との間で、それぞれの多様な価値観に応じた契約を認めることが合理的であろう。

- ・現行法第35条のような規定を有するのは、我が国やドイツなど限られた国に過ぎず、グローバリゼーションが進んだ今日、我が国が35条に固執する理由は乏しいと考えられる。このため、自立した発明者と使用者の間の交渉を促す意味でも、特許法第35条は廃止する。（**御手洗本部員、下坂本部員、知的財産国家戦略フォーラム**）
- ・特許法第35条第1、2項を残した上で、職務発明に対する対価の額は、企業において合理的なプロセスの下で定められた取り決めに委ねるべき。（**野間口本部員、日本知的財産協会、大阪商工会議所**）
- ・職務発明の対価の額の決定については、世界的な潮流に合わせ、特許法第35条により裁判所が決定するのではなく、企業において合理的なプロセスのもとで定められた取り決めに委ねるべき。（**日本経済団体連合会**）
- ・企業と従業者の自主的な契約を尊重するため、特許法の規定を廃止又は改正する（**日本自動車工業会**）

(注)職務発明規定については、現在、産業構造審議会において、検討が行われている。

真の発明者の救済規定を設ける

- ・真の発明者に無断で他人が特許出願をした場合（冒認出願）現行法では真の権利者の救済が十分とはいえない。欧州各国の例を踏まえ、真の権利者の救済のため、冒認出願を真の権利者が承継できる制度及び特許の返還を請求できる制度の導入を検討し、2004年度末までに結論を得る。（**知的財産国家戦略フォーラム**）

グレースピリオドの期間を延長し、要件を緩和するとともに、国際的な制度調和を推進する

- ・2004年度までに、新規性喪失の例外が認められる期間を6月から12月に延長するとともに、研究集会の開催主体に関する特許庁長官の指定要件の見直しや一定条件下での口頭発表の許容などの要件緩和を図る。新規性喪失の例外規定を有さない欧州に対しては、その採用を働きかける。（**大阪商工会議所、日本パソコンコンピュータソフトウェア協会、知的財産国家戦略フォーラム**）

研究ノートの導入を促進する

- ・発明者の明確化、共同研究の成果の明確化等に資する研究ノートの積極的導入を

図るために、2003 年度中に、研究ノートの意義、記載方法、管理方法等についての留意点を整理・公表する。2003 年度以降、大学・公的研究機関においては、研究ノートの記載・管理方法についての研修・教育を実施し、研究ノートの使用を促進する。また、2003 年度以降、企業向け研修プログラム等において研究ノートを取り上げるなど研究ノートの普及・啓蒙を図り企業等における導入を促進する。（**知的財産国家戦略フォーラム**）

知的財産分野における顕著な活動を表彰する

2003 年度中に、知的財産を実際に創出し活用するというレベルにまで高めるため、大学、中小企業、ジャーナリストなど、知的財産分野で顕著な活動を行った機関、個人に対する表彰制度を設置する。（**知的財産国家戦略フォーラム**）

日本版バイ・ドール制度を活用する

・国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業活力再生特別措置法第 30 条（いわゆる日本版バイドール制度）について、活用の徹底を図る。（**大阪商工会議所、関西経済連合会、知的財産国家戦略フォーラム、日本知的財産協会、日本弁理士政治連盟**）

魅力あるデザインの創造を推進する

- ・ 戦略的なデザインの創造を支援する。
- ・ 魅力あるデザインを創造する人材を育成する。
- ・ 魅力あるデザイン創造活動を促進するため、特許庁の保有する審査資料等
- ・ デザイン関連情報を公開・提供するための方策について、2003 年度末までに具体策をまとめる。
- ・ 魅力あるデザインを創造するための公共財としてのデザイン情報を整備する。

（**日本産業デザイン振興会、日本インダストリアルデザイナー協会**）

第2章 保護分野

. 知的財産の保護の強化

1 . 特許審査の迅速化を実現する

(1) 特許審査迅速化法（仮称）を制定する

- ・特許審査迅速化法（仮称）を制定する。（久保利本部員）
- ・世界最高レベルの迅速な審査を実現するため、特許審査迅速化法案（仮称）を2004年の通常国会に提出する。（知的財産国家戦略フォーラム）
- ・2008年度末までに、原則として審査請求から6月以内の特許審査終了を目指す。（久保利本部員）
- ・特許審査の迅速化は必要であるが、無審査に近い形での滞貨の一掃は不安定な権利によるリスク・負担が急増する。（野間口本部員）
- ・特許率が低いことが審査の効率を妨害していることに対しては、特許率の努力目標設定やガイドライン作成により、権利取得の見直しを出願人に要請する。（御手洗本部員、野間口本部員）
- ・審査請求を取り下げた場合には、審査請求料を返還する。（御手洗本部員、野間口本部員）
- ・迅速な審査が原則であるが、一律に迅速化するのではなく、国際標準に関わる出願や将来製品・技術に関わる出願については、審査を国際標準や製品化の動向に合わせるべき。（野間口本部員、御手洗本部員）
- ・出願から早い時期に製品実施され、製品実施期間が比較的短い発明に関する出願について、特許から実用新案への出願変更を奨励するため、審査請求料の全額返還や、実用新案登録料及び実用新案技術評価書の請求料の減額等を行う。（御手洗本部員）

(2) 審査・審判体制を整備強化する

- ・審査・審判体制を整備強化する。（野間口本部員、御手洗本部員、日本弁理士政治連盟、日本商工会議所）
- ・審査期間の短縮化を図るために、審査官の増員、弁理士の実務経験者・民間企業知財部門での実務経験者の任期付き任用による審査官の外部採用、特許庁OBや審査支援技術者（大学教授経験者、ポスドク、公的研究機関での研究経験者）の

採用、補助職員の拡充を行い、あわせて組織管理体制を見直す。(久保利本部員、中山本部員、御手洗本部員、野間口本部員、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、日本弁理士政治連盟、バイオインダストリー協会、電子情報技術産業協会、大阪商工会議所)

- ・活用が迫っている特許出願等を対象とした面接まとめ審査の増強を行うと共に、面接機会の少ない地方の中小・ベンチャー企業等を対象とした地方面接(巡回審査、巡回審判)を推進する。(野間口本部員、下坂本部員)
- ・ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願について早期権利化ニーズに応えるため、早期審査制度の周知徹底と利用促進を図る。(野間口本部員、日本弁理士政治連盟)
- ・ライフサイエンス分野における審査官を3倍にするなど、先端分野に関する出願や国際関連出願に重点をおいた審査体制を構築する。(森下本部員、日本経済団体連合会)
- ・出願人による早期審査、面接審査、情報提供の活用に資するため、審査予定案件、審査開始時期等の審査計画情報を提供する。(下坂本部員)
- ・先端医療等の先端技術の審査・審判、国際的な審査協力の推進等のため、審査官及び審判官の学会派遣や研修等を強化する。(下坂本部員)

(3) 先行技術調査機関を育成し、その活用を図る

- ・先行技術調査機関を育成し、その活用を図る。(久保利本部員)
- ・審査の一層の迅速化、効率化を図るため、現在行われている先行技術調査の外部発注を拡大する。また、特許性のある発明が出願・審査請求され、審査の迅速化に資するため、将来的な民間の先行技術調査能力の育成とその活用を図る。このため、2003年度末までに、以下のような方策について幅広に検討し結論を得る。
 - ・指定調査機関の対象を拡大する。(バイオインダストリー協会)
 - ・指定調査機関に対して先行技術調査を依頼できるようにする。(バイオインダストリー協会)
- ・指定調査機関に行わせた先行技術調査の結果を特許庁に提示した場合には、審査請求料を減免する。(バイオインダストリー協会)
- ・審査請求を行う前に、特許庁に対し先行技術調査を請求できることとし、調査結果を待って審査請求できるようにする。(日本弁理士政治連盟)
- ・出願人に対し先行技術調査を義務付ける。(知的財産国家戦略フォーラム、日

（本弁理士政治連盟）

（4）出願・審査関連情報を提供する

- ・出願人、弁理士、民間調査機関等による先行技術調査を支援し、審査される出願の特許率の向上に資するため、2004年度末までに、特許庁の保有するすべての出願・審査関連情報及び先行技術調査のための検索ツールを外部に提供する。

（日本弁理士会、知的財産国家戦略フォーラム）

（5）適正な権利取得の機会を与えるため、特許制度を見直す

- ・特許審査の迅速化を進めるとともに、国際標準に関わる出願や実施化に時間がかかる出願等に対し、適正な権利取得の機会を与えるため、分割時期の緩和（例えば、特許査定後の分割機会）や、出願人の意思に基づき審査着手を一定期間遅らせる制度の導入等の特許制度の見直しを2003年度末までに行う。（御手洗本部員、野間口本部員）

（6）産業財産権に関する実務研修を強化する

- ・知財に関する実務を支える専門的人材を育成する観点から、産業財産権に関する研修制度を見直す。特許庁職員、弁理士、企業の知財部員、大学関係者、自治体職員、更には、海外の特許庁職員等を含めて、高度な実務能力の育成に資する研修制度を、2005年度までに整備する。（日本弁理士会、野間口本部員）

（7）料金の電子納付を推進する等、利用者の利便性を向上させる

- ・特許庁のユーザーは大企業から、個人、ベンチャー企業、大学へと徐々にシフトするものと予想されるので、ユーザーの立場に立った親切な制度と運用にする。特許庁は「特許庁親切運動」を再開する。また、特許庁ホームページの検索スピードなどの改良に加えて、初めて見るユーザーやさまざまな知識レベルのユーザーに対するサービスを実施する。（知的財産国家戦略フォーラム）
- ・電子政府を推進する施策の一環として、産業財産権に関する出願手続きや各種書類の閲覧について、2005年度末までに、インターネットでも可能とする。また、ネットバンキングを用いた手数料の振込みや銀行口座からの自動引落としを導入し、より一層の電子化を推進する。（知的財産国家戦略フォーラム）

（注）特許審査の迅速化については、現在、産業構造審議会においても検討が行われています。

れている。

2. 知的財産の保護制度を強化する

(1) 医師が行う医行為等に影響を及ぼさないよう十分配慮した上で、医療の進歩と患者の利益のため、医療行為を特許の対象とする

- ・医療技術の更なる発展に資するため、医師による医行為等に影響を及ぼさない措置を特許法に明記した上で、医療行為を特許の対象とする。（森下本部員、知的財産国家戦略フォーラム、日本経済団体連合会、日本弁理士会、日本知的財産協会、日本弁理士政治連盟、バイオインダストリー協会、日本製薬工業協会、関西経済連合会、大阪商工会議所）
- ・2003年度以降、最先端の生命科学の更なる進歩と医療目的への利用を促進するため、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）、胚性生殖幹細胞（EG細胞）等を用いた発明について、生命倫理、科学技術政策、医療政策等の観点から、特許保護の在り方について検討する。（バイオインダストリー協会、日本製薬工業協会）
(注)先端医療分野の特許の取扱いについては、総合科学技術会議知財専門調査会、及び産業構造審議会で再生医療の一部について、特許を認めるべきとの結論を得て、現在、特許庁で審査基準を改正中。

(2) 実用新案制度を見直す

- ・現在の実用新案制度では保護されず、特許を利用せざるを得ないコンピュータ・ソフトウェアや方法に関する技術についても、実用新案制度による迅速・簡便な保護の選択肢を与え、ライフサイクルが短い技術や、短期間に模倣品が出回る技術の十全な保護を図る。このために、i) 保護対象の制限（物品の形状、構造、組合せ）の撤廃、ii) 保護期間（6年）の延長、iii) 特許と実用新案間の変更等、2003年度末までに実用新案制度の所要の見直しを行う。（下坂本部員）
(注)実用新案制度については、現在、産業構造審議会においても検討が行われている。

(3) デザイン保護のために意匠制度を整備する

- ・魅力あるデザインを活用して、より価値の高い製品を提供する環境を整備するための具体的方策について、意匠制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。（知的財産国家戦略フォーラム）

- ・ ネットワーク上で利用される操作画面（アイコン等）のデザイン等，新たな保護対象についても広く検討を行い，結論を得る。（**情報通信ネットワーク産業協会，日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会**）
- ・ 中小企業，デザイン事務所等，中小企業事業者の支援を図るため，意匠権の登録申請等にかかる費用の減免等について検討し，結論を得る。（**日本インダストリアルデザイナー協会**）
- ・ 商品寿命が短いデザイン創作物に対して，審査期間を短縮化する。（**日本インダストリアルデザイナー協会**）

（4）ブランド保護のために商標制度を整備する

- ・ 魅力あるブランドを活用して，より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について，商標制度の在り方を含め検討し，2005年度までに結論を得る。（**知的財産国家戦略フォーラム**）
- ・ 新規のインターネットビジネス等に関連する指定商品・役務に関して，国際的に整合のとれた統一的表示を早期に確立すべく検討し，結論を得る。（**電子情報技術産業協会**）
- ・ 商標は，商品のブランド戦略上非常に重要で，変更することが困難であるため，可能な限り早期のうちに権利確定させてリーガルリスクを軽減するため，商標の審査期間を短縮化する。（**電子情報技術産業協会，日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会**）

（5）営業秘密等の保護を強化する

- ・ 営業秘密等の保護を強化する。（**日本商工会議所**）
- ・ 金型図面等の意図せざる流出の防止
「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」（2002年7月作成）及び「営業秘密管理指針」（2003年1月作成）の作成後における金型製造委託の取引実態を今後継続的にフォローアップ調査し，取引の改善及び指針の周知を徹底する。（**大阪商工会議所**）
- ・ 医薬品の試験データの保護強化等
ア) 厚生労働省から新規医薬品の承認を受けるために申請する試験データについては，6年の再審査期間中，後から簡略化して行う同等の医薬品の申請に使用できないよう，2003年度末までに薬事法で法定化して保護する。（**森**

（下本部員，日本製薬工業協会，バイオインダストリー協会）

イ) 更に，新薬の開発に対するインセンティブを与えるため，上記試験データの保護期間を，新規医薬品の製造承認日より10年とするよう，2005年度末までに強化する。（森下本部員，日本製薬工業協会，バイオインダストリー協会）

ウ) 医薬品に関する情報提供の見直し

現在，薬事法（第14条の4，第52条，第77条の3，第77条の4の2）は，医師，薬剤師等または行政からの要請があった場合に，医薬品の情報提供を製造業者等に義務づけている。国際的調和，著作権が係る文献複写を製造業者が負担している状況を鑑みて，情報提供義務の見直しを2003年度末までに検討する。（日本製薬団体連合会）

（6）植物新品種の保護を強化する

- ・2003年度以降，登録品種を原料とした加工品にも育成者権の効力を及ぼすこと及び新品種育成者の権利を守るために，農家に許されている自家増殖の範囲を制限することについて，法改正の必要性の検討を行い，結論を得る。（全国食用きのこ種菌協会）
- ・2003年度以降，侵害品の判定を容易にするため，収穫物及び当該収穫物を原料とした加工品を対象とした，迅速かつ正確なDNA品種識別技術の開発を促進する。（全国食用きのこ種菌協会，日本きのこセンター）

3. 紛争処理機能を強化する

（1）迅速な裁判手続きや判決の予見性確保のため知的財産高等裁判所を創設する

（又は）知的財産高等裁判所の設立の要否も含め，知的財産訴訟事件の専門的処理体制の強化の方策について結論を得る

- ・特許権，実用新案権等，専門技術性を有する事件，その他の知的財産権に関する事件について統一的な判断を行う観点から，知的財産関連事件についての専門的な処理体制を備えた「知的財産高等裁判所」を2005年度末までに創設する。さらに，「大法廷制度」の導入による裁判例の事実上の統一を通じて，判決の予見可能性を高め，ビジネスに関するルールの早期の確立を目指す。また，特許権

等の事件が集中する東京地裁、大阪地裁においても、専門技術的な処理体制を整備する。（御手洗本部員、下坂本部員、久保利本部員、野間口本部員、日本経済団体連合会、日本弁理士会、日本知的財産協会、日本弁理士政治連盟、知的財産国家戦略フォーラム、バイオインダストリー協会、電子情報技術産業協会）

- ・世界には特許裁判所（知的財産裁判所）と名の付く裁判所をもっている国もあるが、その成り立ち、存在理由、機能、管轄、実効性等は、各国で皆異なっている。勿論、知的財産の有する特殊性も存在するため、その点も考慮しつつ、統一の取れた制度の構築が重要である。我が国は現在、司法制度の改革が進行中であり、その全体的変革と平仄をとりつつ、その中で知的財産の特色を出すべきである。

（中山本部員）

（2）技術系裁判官を導入する

（又は）技術系裁判官の導入の要否や知的財産に強い裁判官の育成の要否も含め、知的財産訴訟における専門的知見の導入の在り方について結論を得る

- ・特許権、実用新案権等に関する、専門技術的な判断を要する訴訟事件について、審理の充実と当事者の納得及び国民の信頼が得られる裁判を実現するため、専門委員制度の活用や裁判所調査官の権限の拡大・明確化に加えて、「技術系裁判官」を導入する。長期的には理系の学部から「知財ロースクール」に進んだ者を供給源とするが、当面の人材供給源として、例えば技術的素養と法的素養の両面を持つ特許庁審判官及び弁理士を活用する。（御手洗本部員、野間口本部員、下坂本部員、日本弁理士会、バイオインダストリー協会、電子情報技術産業協会）
- ・技術と法律の双方がわかる人材が、裁判技術官として活躍できるよう、技術の素養を有する者が、ロースクールにおいて学べる機会を増やすとともに、司法試験の選択科目に、知的財産法とともに、技術の科目を加えるべきである。また、これらの人材が育成されるまでの間は、特許庁の審判官・審査官や民間の技術系弁理士のような技術と法律の双方について一定の素養をもった者を活用し、少なくとも裁判所の合議の場で意見を述べられるような制度を導入すべきである。（日本経済団体連合会）
- ・法科大学院をさらに改善すること等を通じて、知的財産法及びその実務また先端技術に明るい法曹人を確保する必要がある。（日本知的財産協会）
- ・知的財産に限らず、専門性を要求される裁判においては、裁判官は十分な法的素

養を身につけた素人であるということが前提となっている。理系の教育を受けた裁判官は増員されるべきであるが、この問題は、理系のバックグラウンドを有しかつロースクールで法的素養を十分に学んだ者の増加を図ることにより解決する以外にない。（中山本部員・日本弁護士連合会）

（3）証拠収集手続を拡充する

- ・証拠が侵害者側に偏在するなど、侵害行為や損害額の立証が困難な知的財産関連訴訟の特性を踏まえて、2004年度末までに、米国といわゆる「ディスカバリーフレーズ」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集手続の導入も含めた、証拠収集機能の強化のための総合的な検討を行う。また、営業秘密を含む文書について文書提出義務の例外となる文書の範囲の見直し、文書提出命令の申立てに係るインカメラ手続において文書の開示を受ける者の範囲の拡大とそれらの者の守秘義務、憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密が問題となる事件の非公開審理とその手続規定の整備等についての検討を行い、所要の措置を講ずる。（野間口本部員、久保利本部員、知的財産国家戦略フォーラム、日本弁理士会、日本知的財産協会、バイオインダストリー協会、電子情報技術産業協会、大阪商工会議所、関西経済連合会、在日米国商工会議所、日本弁理士政治連盟）
- ・少なくとも侵害立証に限って営業秘密に係る情報といえども証拠開示を強制すべきであるが、米国のディスカバリ制度は広範囲過ぎる。（日本知的財産協会）

（4）損害賠償制度を強化する

- ・侵害がされやすく権利者がそれを未然に防止することができないという知的財産権の特性を踏まえ、権利者が十分に救済されるとともに、侵害者に「侵害し得」が生じないようにするため、2003年度末までに、知的財産に関する損害賠償制度について、侵害に対する抑止機能の強化の観点から、侵害者利得の返還制度、三倍賠償制度、法定賠償制度、弁護士費用の敗訴者負担などを含めて幅広く検討した上で、所要の措置を講じ、「侵害し得」の社会からの脱却を図る。（久保利本部員、知的財産国家戦略フォーラム、ビジネスソストウェアアライアンス、日本レコード協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、コンピュータソフトウェア著作権協会、在日米国商工会議所）
- ・アメリカの三倍賠償制度には、あまりの高額の損害賠償のために正常な経済活動が妨げられるという側面もある。侵害の抑止効果のみでなく、その与える経済的

側面も十分に検討すべきである。（中山本部員）

（5）特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する

- ・特許権等の侵害をめぐる紛争の一回的解決を図るために、2003年度末までに結論を得、以下の内容を実現する。（野間日本部員、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、知的財産国家戦略フォーラム、大阪商工会議所、関西経済連合会）
- ・特許権等の侵害訴訟が提起されている場合には、侵害訴訟の場で当該権利の有効性も争えることとする。（野間日本部員、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、知的財産国家戦略フォーラム、大阪商工会議所、関西経済連合会）

（6）裁判外紛争処理を充実する

- ・裁判外紛争処理を充実する（日本商工会議所）
- ・知的財産に係る紛争処理手段の選択肢を幅広く提供する観点から、裁判外紛争処理（ADR）機関の機能強化・活性化を図るために、2004年度までに、日本弁護士連合会、日本弁理士会等の関係者間で、知的財産の評価や標準化に関する特許権等の判定や紛争処理など、利用の可能性のある分野について検討を行い、所要の措置を講ずるよう要請する。（日本弁理士会、日本弁理士政治連盟、知的財産国家戦略フォーラム）
- ・特許庁の判定制度とADRの間の適切な役割分担についても、司法制度改革における検討を踏まえて、2005年度までに結論を得る。（知的財産国家戦略フォーラム）

（注）現在、司法制度改革推進本部の知財訴訟検討会において、知財訴訟に関する様々な課題について検討中である。

4. 国際的な知的財産の保護及び協力を推進する

（1）世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

特許の相互承認に向けた取り組みを推進する

- ・世界各国で権利を取得するための出願人の手続き・費用の負担を軽減し、各国情報の業務負担の軽減を図るために、2003年度以降、日米欧の三極間又はその他の先進国との間ににおいて、先行技術調査結果・審査結果の相互利用プロジェクトや審査の相互理解を深めるための審査官交流を一層推進する。

(中山本部員，野間口本部員，御手洗本部員，日本知的財産協会，日本経済団体連合会，中部経済連合会，大阪商工会議所，知的財産国家戦略フォーラム，ビジネス機械・情報システム産業協会)

特許協力条約（PCT）の改革を推進する

- ・世界知的所有権機関におけるPCT条約の改革の議論において，2003年度以降ユーザーの利便性向上を図るとともに，国際調査機関の先行技術調査や審査の結果が他国においてより活用される仕組みを検討するなど，国際的な権利取得の円滑化につながる制度構築を進める。（中山本部員，知的財産国家戦略フォーラム，バイオインダストリー協会）

途上国における権利取得を円滑化する

- ・わが国出願人の海外での権利取得を容易化し，十全な保護を図るため，途上国での制度整備を支援するとともに，わが国での審査の結果特許となった場合に，その結果に基づき特許を付与する，いわゆる修正実体審査の受入国を，現在の3カ国からさらに拡大するなど，二国間や地域的な取組みを戦略的に推進する。

（野間口本部員）

特許制度の国際的な調和を促進する

- ・2003年度以降，世界知的所有権機関（WIPO）における実体特許法条約に関する議論に精力的に取り組み，米国における公開制度の全面導入や先発明主義の見直しを含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進する。（日本経済団体連合会，日本知的財産協会，電子情報技術産業協会）

国際的な審査情報ネットワークを構築する

- ・2003年度以降，我が国の審査結果を海外に発信し，三極間での審査協力や修正実体審査の受け入れを推進するために，三極特許庁間において審査関連情報を相互にアクセスできる情報ネットワークや「アジア産業財産権情報ネットワーク」の構築を推進する。（下坂本部員）
- ・わが国の審査関連情報が他国の審査において有効に活用され，わが国出願人の権利取得の迅速化，翻訳負担の軽減に資するため，英語への機械翻訳機能を充実する。（下坂本部員）

（2）国際的な著作権制度の調和を推進する

- ・デジタル化・ネットワーク化に対応して著作権等を適切に保護するため，現在世界知的所有権機関（WIPO）で検討が進められている「放送機関に関する条約」

及び「視聴覚的に実演に関する条約」の早期採択に向けて、2003年度以降も引き続き積極的に議論に貢献する。（日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター）

- ・2003年度以降も引き続き、アジア諸国を中心に、1996年に採択された「著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPTTC）」への加入を働きかける。（角川本部員）

（3）デザインの国際的保護のための審査協力等を推進する

- ・わが国で創作されるデザインの国際的保護を図るとともに、わが国の審査結果の他国での有効活用により出願人の負担を軽減するため、2003年度以降、アジア諸国等に対する審査協力や体制整備のための協力を推進する。（下坂本部員）

（4）商標の国際登録制度の利用を促進する

- ・商標の国際登録制度（マドリッド・プロトコル）は、商標の国際的な権利取得を容易にする制度であるため、2003年度以降、二国間・多国間交渉や、WIPOジャパンファンド等の各種枠組みを用いて、加盟が遅れているアジア太平洋諸国の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。（下坂本部員）

（5）植物新品種に関する審査協力と制度整備を促進する

- ・アジア太平洋地域における迅速・的確な権利保護を図るため、中国、韓国等との間で2003年度から審査官等による定期的な協議を実施し、審査協力を推進する。また、審査協力に関する経験の蓄積を前提として、将来的な相互承認制度の導入等を検討する。（農林水産先端技術産業振興センター）
- ・アジア地域等における新品種保護制度の整備の充実を図るため、2003年度以降これら諸国における制度整備の促進を働きかける。（農林水産先端技術産業振興センター）

（6）国際的な紛争処理に係るルールの整備を促進する

- ・インターネット等による国境を越えた知的財産権の行使や紛争処理に関する国際ルールを明確化するため、2003年度以降、知的財産権の有効性や侵害等に関する訴訟の国際裁判管轄についてのヘーゲ条約等に関する議論に積極的に取り組む。（日本経済団体連合会、知的財産国家戦略フォーラム、日本知的財産協会）

模倣品・海賊版対策

1. 外国市場対策を強化する

(1) 我が国の企業の諸外国での権利取得及び権利行使を支援する

- ・我が国の企業の諸外国での権利取得及び権利行使を支援する。（中山本部員、野間日本部員、日本レコード協会）
- ・模倣品・海賊版被害にあった場合の対応策や事例集など、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要な情報を収集した資料の2003年度中の作成、企業への配布を支援する。
- ・我が国の企業による諸外国での訴訟提起などの権利行使を支援するため、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構の諸外国での活動の継続・強化を支援する。（角川本部員、日本映画製作者連盟）

(2) 官民一体となり情報収集ネットワークを構築する

- ・模倣品・海賊版対策を効果的に実施するため、我が国の知的財産権の侵害状況を正確に把握できるよう業界団体、JETRO、関係府省による情報収集ネットワークを2003年度中に構築する。（日本レコード協会、日本書籍出版協会、日本雑誌協会）
 - ア) 上記ネットワークを活用し、先進諸国の業界団体との情報交換を促進する。
 - イ) 2004年度に民間企業の模倣品・海賊版対策を支援、被害情報の分析を行う体制を整備する。

(3) 侵害の発生している国への政府の取組みを強化する

- ・侵害の発生している国への政府の取組みを強化する。（中山本部員、日本経済団体連合会、日本映画製作者連盟、日本映像ソフト協会）
- ・二国間での取組みを強化する。（角川本部員、野間日本部員、知的財産国家戦略フォーラム、中部経済連合会、日本自動車工業会）
 - ア) 欧米諸国と連携を強化し二国間交渉を効果的に進め、今後の日韓間等のFTA及び税関二国間協定に知的財産権侵害取締り（エンフォースメント）の強化を求める規定を明記することにより、協定締結国に対し模倣品・海賊版対策に積極的に取組むよう約束させる。（中山本部員、日本弁理士政治連盟）
 - イ) アジア地域を中心とする我が国の知的財産権の侵害国に対し、閣僚レベルでの交渉を行う。（野間日本部員）

- ・多国間での取組みを強化する。（中山本部員、知的財産国家戦略フォーラム、中部経済連合会）

- ア) TRIPS 理事会の法令レビュープロセスを積極的に活用し、中国をはじめとするアジア諸国に模倣品・海賊版を取り締るよう強く求める。
- イ) WIPO において、模倣品・海賊版のエンフォースメント問題を主要議題として取り上げ、模倣品・海賊版の取締りを WIPO 加盟国が一体となって取り組むべき問題であるとの認識を WIPO 加盟国間で共有する。（関西経済連合会）

- ・経済支援策を見直す。

- ア) 我が国の知的財産権の適切な保護の観点から、現在見直しが検討されている政府開発援助大綱（ODA 大綱）に知的財産権条項を追加する。（知的財産国家戦略フォーラム）

- ・キャパシティービルディングを促進する。

- ア) アジア諸国に対し知財侵害品の取締りの重要性を認識してもらうよう、アジア各国政府の担当職員を対象とした「アジアエフォースメントセミナー」を集中的に開催する。（野間口本部員）
- イ) アジア諸国に対し各府省や JETRO 等が実施している知的財産権の保護に関するキャパシティービルディングを一層強化する。（中山本部員、野間口本部員、知的財産国家戦略フォーラム）

2. 水際及び国内での取締りを強化する

（1）フランスの法制度を参考に、知的財産権侵害品の個人輸入等を抑止するよう国内法制を構築する。

- ・知的財産権を侵害する製品の輸入につき、当該輸入が業としての輸入であるか否か又は領布目的であるか否かを問わず罰則の対象とするよう商標法、著作権法等の知的財産権関連法を 2004 年度に改正する。（仏大使館、コルベール委員会）
- ・偽ブランド品など商標権を侵害する製品を侵害品であると知りつつ所持した場合、当該所持者に対し罰則が賦課されるよう商標法を 2004 年度に改正する。（仏大使館）

（2）並行輸入の範囲を明確化する

- ・並行輸入の範囲を明確にし、並行輸入を行う者に対し模倣品・海賊版を輸入するとのないよう適切な注意義務を課すよう関連制度を 2004 年度中に整備する。(ユニオン・デ・ファブリカン)

(3) 効果的な水際、国内取締りを行うべく一層の対策強化を行う

- ・効果的な水際、国内取締りを行うべく一層の対策強化を行う。(中部経済連合会)
- ・権利者である企業と連携し知的財産権侵害の再犯を防止するため、税関において模倣品・海賊版の輸入差止めがなされた場合、税関が輸入者氏名、輸出者氏名、製造者情報を権利者に通知するよう 2004 年度中に制度を改正する。(野間日本部員、御手洗本部員、日本経済団体連合会、本田技研工業、ユニオン・デ・ファブリカン、コルベール委員会、仏大使館)
- ・税関において模倣品・海賊版の輸入を差止めた場合、当該侵害品が国内外に流通することを防ぐため、模倣品・海賊版の「積戻し」措置を廃止するよう 2004 年度中に関税定率法及び輸出貿易管理令を改正する。(本田技研工業)
- ・税関での認定手続きの迅速化及び警察での犯意立証の容易化のため、認定手続きにおける輸入者の真正であることの立証責任範囲を明確にするよう 2003 年度中に制度改正をする。(ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・小口の国際宅配便による模倣品・海賊版の密輸に対応するため、税関における国際宅配便の検査をより強化する。(ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・不正商品対策協議会をはじめとする各業界団体と警察当局との連携をより強化し、確度の高い情報に基づいた効果的な取締りを実施する。
- ・知的財産権侵害品の水際及び国内取締りをより強化するため、2004 年度以降税関職員を増員し、2003 年度中に知的財産権侵害品を専門に扱う I P タスクフォース(警察と税関の臨時合同チーム)の設置につき検討し結論を得る。(在日米国商工會議所)

(4) 侵害事件に対し水際で迅速な判断を下すことができる国際知的財産取引委員会(仮称)を設置する。

(又は) 水際措置で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組みを早期構築する。

- ・侵害事件に対し水際で迅速な判断を下すことができる国際知的財産取引委員会(仮称)を設置する。(下坂本部員)

- ・輸入者情報の開示制限、手続の不公平性、特許権等の侵害に対する判断の困難性、裁判手続における判断の迅速性等の問題を根本的に解決するため、米国 ITC の例を参考にしつつ、当事者主義的な手続きを導入し、技術的知見と法律の素養を兼ね備えた専門家が、水際における輸入者の知的財産権侵害について水際にいて迅速に判断を下すことできる準司法的な行政審判機関の設置につき検討を開始し、2003 年度中に結論を得る。（御手洗本部員、野間口本部員、日本弁理士会、関西経済連合会、日本知的財産協会、日本弁理士政治連盟、知的財産国家戦略フォーラム、ビジネス機械・情報システム産業協会、電子情報技術産業協会）
- ・今回の関税定率法改正により、実効性ある措置がとられるならば問題はないが、実効性が低いようであれば、何らかの抜本的措置を講じる。（中山本部員）
- ・司法または行政において、技術と法律の双方がわかる人材を活用し、当事者の主張をもとに侵害か否かについての判断を迅速に行う仕組みを導入し、その結果をもとに、税関がその侵害品を輸入者にかかわらず差止める。（日本経済団体連合会）

（5）インターネットを利用した侵害への取締りを強化する

著作者の権利や経済全体に及ぼす悪影響の大きさに鑑み、インターネットのオークションサイトにおいて売買される模倣品・海賊版や、世界中の不特定多数がダウンロード可能なインターネットへの著作物の無断アップロードを断固取り締まる。具体的には、以下を実行する。

- ・2003年度中に利用者からの知的財産権侵害情報提供窓口を設置するとともに、都道府県警察間の連携および民間団体との協力体制を一層強化する。（コルベール委員会、仏大使館）
- ・インターネット上の違法コンテンツを常時・自動的に監視するシステムの活用を支援する。（日本音楽著作権協会）
- ・インターネット上で知的財産権侵害を行っている発信者に関する情報について、インターネットサービスプロバイダーによる権利者への開示が十分に行われるよう、所要の措置をとる。（コルベール委員会、仏大使館）

（6）国民への啓発活動を強化する

- ・国民の罪の意識が希薄であるとされる偽ブランド品の購入やインターネット上の海賊版の違法ダウンロードなどに対処するため、既存の各種広報活動、学校教育を通じて模倣品・海賊版に対する国民の意識を向上させる。（日本自動車工業会、

大阪商工会議所、情報通信ネットワーク産業協会)

3. 国内体制を強化する

(1) 政府の体制を強化する

- ・政府の体制を強化する。(日本弁理士政治連盟)

(2) 民間企業の体制を強化する

- ・中小企業を含む我が国のおこる具体的な模倣品・海賊版対策活動を支援するため、既に強固な対策を行っている企業の具体的な対策事例を含む「模倣品・海賊版対策指南書」を国際知的財産保護フォーラムをはじめとする各業界団体が2004年度中に作成し、インターネット等を通じた我が国のおこへの広範な配布をするよう支援する。(日本商工会議所)

(3) 官民の連携を強化する

- ・官民の連携を強化する。(日本知的財産協会、電子情報技術産業協会)

第3章 活用分野

1. 知的財産の戦略的活用を支援する

(1) 知的財産重視の経営戦略を推進する

- ・企業は知的財産を「企業の将来の経済的便益を生み出す競争優位の源泉」と認識し、知的財産を経営戦略の中核に位置付けるべきである。一部の企業においては経営戦略会議において、事業戦略、研究開発戦略、知的財産戦略について三位一体で取り組む先進的な動きが見られる。このような取り組みを促進するため、企業が「知的財産の取得・管理指針」「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針」(経済産業省2003年1月及び3月公表)の3指針を参考に、経営戦略を策定することを懇意にする。
- ・知的財産を核とした企業戦略の策定に当たっては、企業の自主性も尊重しつつ行うべきである。(日本知的財産協会、日本電子技術産業協会)

(2) 知的財産の情報開示を促進する

- ・知的財産の情報開示を促進する。このため、知的財産の情報開示については、証券市場が個々の企業における知的財産の位置付けを事業との関係で的確に把握できる開示の在り方を検討する必要がある。なお、開示情報の範囲、項目については、個別企業の判断に委ねるべきであり、企業による自主的な知的財産の情報開示の取り組みについて、環境報告書・環境会計の例に倣い、以下の取り組みを行う。(野間口本部員、御手洗本部員、日本弁理士政治連盟、日本防衛装備工業会、関西経済連合会)
- ・知的財産と証券市場のコミュニケーションを高めるため、経済産業省が作成した特許・技術情報の開示パイロットモデル(2003年3月公表)を踏まえ、知的財産情報開示促進のための実現可能な指針を2003年度中に策定する。(知的財産国家戦略フォーラム)
- ・情報開示の実効性を高めるために知的財産情報開示を証券取引所への上場基準とすることや、有価証券報告書に記載するための任意フォーマットの作成等について、2003年度中に検討を開始し、2004年度中に実施する。(知的財産国家戦略フォーラム)

- ・企業の経営実態の透明性をさらに高めるため、知的財産会計の導入を検討し、2004年度中に結論を得る。検討にあたっては、産業界の情報開示に関する自主的な取り組みに配慮し、証券市場における知的財産への理解が深まるよう努める。（知的財産国家戦略フォーラム、日本弁理士政治連盟）

（3）知的財産戦略指標を策定するガイドラインを作成する

- ・知的財産に関する日本の国際競争力は必ずしも強力ではないため、国際競争力を更に強化するために知的財産戦略指標を策定することを検討する。ただし、画一的ルールに従って指標策定を行うのではなく、知的財産戦略指標を各企業が自らの意思で明確に目標として捉え、それに挑戦できるようなガイドラインを作成する。（御手洗本部員）

（4）知的財産の価値評価手法を確立する

- ・知的財産が有する価値に関し客観的に評価できる基準（定量的分析（金額換算値）あるいは定性的分析）のあり方について、各種民間団体調査期間が設ける手法を参考に、知的財産権の種類毎の特性に応じて2004年度までに検討・整理する。また、今後、本格化すると予想されるM&Aにおける特許等の価値評価事例を整理公開することにより、特許等の譲渡に関する相場確立を目指す。なお、最終的に、価値評価は企業の判断や創意工夫に任せる等フレキシビリティを持たせるべきである。（御手洗本部員、日本弁理士会、日本弁理士政治連盟、日本防衛装備工業会、関西経済連合会、電子情報技術産業協会）
- ・発明協会、JST、大学、TLO、地方公共団体等における知的財産の取引事例について、匿名化した上で2004年度中にデータベース化する。（日本弁理士会）

（5）知的財産の管理及び流動化の促進に向けて信託制度等を活用する

管理・活用信託（下坂本部員、野間口本部員、日本経済団体連合会、日本自動車工業界、日本知的財産協会、デジタルコンテンツ協会、TLO協議会）

- ・グループ企業の下での特許やブランド等の一元管理、権利を侵害されても対応困難な中小・ベンチャー企業の特許管理代行、TLOによる大学発特許の企業への移転などの促進を目的として、著作権等管理事業法を参考に知的財産管理信託に関する特別法を2004年度中に制定する。その際、TLOに限っては特許を受ける権利についても信託対象とするべく、その公示方法に關し検討する。

また、中小・ベンチャーについては、各地域の地域技術高度化センター等の地域企業を振興する機関と弁理士等の専門家がジョイントできるような制度設計を行う。

流動化（資金調達）信託（下坂本部員、野間口本部員、日本弁理士会、日本弁理士政治連盟、日本知的財産協会、日本自動車工業会）

- ・資産流動化法上、特定目的信託の仕組みが可能とされ、信託受益権の有価証券化が可能とされたが、二重課税や煩雑な事務負担等の問題から知的財産の特性を踏まえた流動化の方策となっていないこと等を踏まえ、知的財産を信託業の対象とするとともに、一般事業会社の参入を認め、さらに、信託受益権を有価証券化できるよう、2004年度中に特別法の制定又は信託業法の改正を行う。

その他の知的財産による資金調達（大阪商工会議所）

- ・2003年度以降、エクイティ投資、プロジェクトファイナンスの利用促進、中小企業融資等、知的財産による資金調達制度の多様化を図る。

（6）知的財産に関する税制を見直す

（譲渡益課税、登録免許税の見直し）（野間口本部員、森下本部員、大阪商工会議所、日本私立大学連盟）

- ・知的財産の活用の効率性を向上させるため、阻害要因になっていると考えられるグループ会社間及び大学からTLOへの知的財産権移転に係る譲渡益課税及び登録免許税について、2004年度以降それぞれ減免措置をとる。

2. 国際標準化活動を支援する

（1）戦略的国際標準化活動を強化する

国際競争力強化のためには、国際標準の取得促進及び技術標準を支える知的財産権の取得促進が必要である。このため、以下の事項も含め、戦略的な国際標準活動を国が積極的に支援する体制を2004年度中に構築する。

- ・国際標準担当部門の管轄統括（安西本部員、野間口本部員、御手洗本部員）
対応の迅速化・効率化・一貫性の確保を図るために、ISO・IECは経済産業省、ITUは総務省と管轄が分かれているものを、国際標準統括担当部門として統括する。国際標準統括担当部門では重点分野の選定を行うとともに、国

際標準活動への派遣者を当該部門のメンバーとし、日本代表としての身分保障、権限付与及び財政的支援等を行う。

- ・ 国際標準を視野に入れた研究開発活動の強化（野間口本部員、日本経済団体連合会、関西経済連合会、日本知的財産協会、知的財産国家戦略フォーラム）

国際標準化と当該技術標準の必須特許取得を視野に入れた国及び官民共同の研究開発プロジェクトを設定する。このプロジェクトは研究成果の国際標準化と必須特許取得を目標とし、研究開発のみならず国際標準化活動及び標準化活動に必要なデータ収集等も行う。

- ・ 人材の育成（野間口本部員）

国際標準活動の場においてリードできる人材を育成するため、高いポテンシャルを持つ公的研究機関の研究員や大学教授等を国際標準化活動へ継続的に派遣する等の人材育成プログラムを策定する。

国の研究開発プロジェクト等においては、研究開発、知的財産権取得、標準化の一体的な推進を図る。推進にあたっては、以下の事項を行うこととする。（阿部本部員）

- ・ 将来的に普及が期待され広く社会に影響を及ぼす可能性の高い、実用化・産業化を視野に入れた国の研究開発については、早期の段階から標準化戦略（ビジョン）を立てて取り組むこととする。
- ・ 国の研究開発に関し、標準化戦略を視野に入れたプロジェクトについては、そのための活動の予算を確保する。また、必要に応じて、知的財産や標準化について知見を有する専門家を活用する。
- ・ 公的研究機関や大学においては、研究開発に際して、専門家を活用するなど、標準化を視野に入れられるか等検討を行う。また、研究成果の普及の観点から標準化（規格作成）に積極的に取り組むとともに、研究開発の成果を国際標準化するための活動に主体的に参画する。

国や企業の研究開発において、国際標準化を目指すにあたって、戦略的に国内規格を国際規格へのステップとして活用できるよう、国内規格の審議の迅速化を図るとともに、国内標準化活動と国際標準化活動の連携を強化する。（阿部本部員）

戦略的な国際標準化活動の観点から、我が国と密接な経済関係にあるアジア諸国との国際規格の共同開発を行う等の連携強化を推進する。（阿部本部員）

国際的標準化活動の重要性に対する経営層の認識を高めるための国際標準化

活動の経済的效果を定量的に示す指標作りや、国際標準化が産業競争力に与える経済的效果の分析など標準化に関する研究を行う。（阿部本部員、野間口日本部員）

企業や公的研究機関等の経営者・研究者等に対する標準化活動に関する研修を充実する。（阿部本部員）

大学においては、ビジネスに直結する標準化教育の立ち上げを図る。特に既存の知的財産専門家養成コース、MOTコース等において、標準化に関する内容を取り込む。（阿部本部員）

（2）民間の標準化活動を促進する

- ・標準化活動の重要性を普及啓発し、企業等のトップレベルにおける標準化活動の認識を高める。（阿部本部員）
- ・フォーラム規格の法的リスクを低減させるため、競争政策とバランスのとれたルールを整備し明確化する。ルールの整備にあたっては、国際的な調和が図られるよう各国の当局間での十分な連携を図る。また、事前相談制度の積極的活用を促す。（阿部本部員）

（3）国際標準化に資する特許集積（パテントプール）を支援する

- ・ネットワーク技術など重要技術の国際標準化が合意された後、その標準が国際的に普及するためには、標準化に参加した企業の当該技術標準に必須の特許がプールされている必要がある。これにより、国際標準に基づく製品やサービスが迅速に市場に流通し、製品間の互換性が図られる等、企業のみならず消費者にもメリットがあり公共の利益につながる。したがって、国際標準化に資するパテントプールの形成促進に対する支援は重要であり、以下の措置を講じる。

パテントプール形成の支援（野間口本部員、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、知的財産国家戦略フォーラム）

- ・パテントプール形成には独占禁止法との抵触問題が発生する可能性があるため、具体的にどのようなパテントプールが認められるかを示すガイドラインを作成する。また、パテントプール形成に関する独禁当局の見解を国際的に調和させるため、各国に働きかけを行う。
- ・技術標準に必須な特許の鑑定やその価値評価が円滑に行われるよう、ADRの利用促進に加え、規格特許（国際標準として認められた特許）の認定の仕方

についての新たな制度・仕組みを構築する。また、ライセンス料高額化対策として上限値の設定、必須特許の認定方法について制度・仕組みの構築を検討する。

パテントプールに参加しない第三者対策（野間口本部員、御手洗本部員、日本経済団体連合会、知的財産国家戦略フォーラム）

- ・パテントプールに属さず、技術標準に基づく製品市場が成熟した段階で自らの特許権に基づく権利行使を行う第三者への対策について、独占禁止法、不正競争防止法、特許法等のガイドラインを2003年度中に作成する。また、W I P O等の国際機関を通じて、国際ルールを整備するよう各国に働きかける。
- ・国際標準機関が、標準として採用する予定の技術がある一定期間世界中に公示し、その技術に関する特許を所有する企業や個人に対して届出義務を負わせ、届出を怠った特許権者に対して特許の権利行使を制限する等、一定のプロセスを経た上で特許権の権利行使を制限することを検討するよう国際標準機関に働きかける。

3 . 知的財産活用の環境を整備する

(1) 知的財産実施許諾（ライセンス）契約を安定強化する

破産法等の改正（御手洗本部員、日本経済団体連合会、日本防衛装備工業会、ビジネス機械・情報システム産業協会、電子情報技術産業協会、大阪商工会議所）

- ・未登録の通常実施権など第三者への対抗要件を有しない場合のライセンスも含め、ライセンサーが倒産した際の管財人の解除権を制限し、ライセンス契約を継続させ、ライセンシーの立場を保護する法改正を2003年度中に行う。

ライセンス契約における第三者対抗（日本経済団体連合会、電子情報技術産業協会、日本民間放送連盟）

- ・上記以外の場合で、ライセンサーが当該権利を第三者に譲渡した場合に、一定の要件を備えることでライセンス契約を継続させ、ライセンシーの立場を保護する法改正を2004年度中に行う。また、破産法等において第三者対抗力を有しない知的財産ライセンス契約の保護が困難であることにかんがみ、知的財産権法において管財人の解除権の制限を行うことについて2003年度中に検討し、

2004 年度までに所要の措置をとる。

(2) 知的財産に関する行政情報公開の拡充、利便性を向上する

- ・特許庁 IPDL や文部科学省、地方公共団体等が有する様々な著作権情報のデータベース等、知的財産に関する行政情報を積極的に公開し、それらが活用されやすい環境を 2003 年度中に整備する。(下坂本部員)

(3) 知的財産を活用したビジネスを振興する

- ・知的財産を活用したビジネスを振興する(知的財産国家戦略フォーラム)
- ・企業や大学等公的研究機関の知財管理や知財戦略能力の補完を図る観点から、出願代理、特許情報検索、知財価値評価、知財会計、特許マップ作成、知財戦略プラン作成、マッチング交渉、ライセンシング交渉などの知的財産ビジネスの活性化を目的として当該業者の事業支援策を行うとともに、事業内容や業績などの情報を公表し、優秀な業者を表彰する制度を2004年度中に創設する。

(4) 知的財産の円滑な利用を促進する

試験研究(特許法 69 条) 研究開発のための知的財産の利用(ライフサイエンス分野等)(大阪商工会議所、日本製薬工業協会、バイオインダストリー協会) 通信等重要技術の国際標準の普及のための知的財産利用(野間口本部員) 等の局面においては、知的財産の円滑な利用を促すべく、独占禁止法の適用や裁定実施権の発動の可能性、更には契約上の創意工夫や新たな仕組みの実現に向けた調査研究を 2003 年度に実施する。

(5) 知的財産を活用して中小・ベンチャーを活性化する

国の支援を受ける中小企業に対して、特許出願費用のみならず弁理士費用や権利を侵害された際の訴訟にかかる支援のための施策を 2004 年度中に講じる。(下坂本部員、森下本部員、日本商工会議所、知的財産国家戦略フォーラム)

大学の知的財産を中小企業がより容易に利用しやすくなるよう、2003 年度以降引き続き中小企業と大学とのマッチングの支援を行う。(日本弁理士会)

2003 年度中に「知的財産ビジネス特区」を設置し、バイオ・ナノなどの重点分野におけるベンチャー・中小企業による知的財産の創出を促す。(日本弁理士会、知的財産国家戦略フォーラム)

第4章 コンテンツ・ビジネスを飛躍的に拡大する

1. 魅力あるコンテンツ（映像、音楽の著作物等）を創造する

(1) 人材を育成する

プロデューサー養成のための専門職大学院設置や養成課程を策定する

- ・制作費用の資金調達や、海外取引をはじめ契約における法務知識とビジネス感覚を備えた「プロデュース機能」を担う有能な人材を育成するため、創意工夫により設置・運営を行う大学院に対し 2004 年度以降財政的支援を行う。（久保利本部員、日本映画製作者連盟、日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、日本映画製作者協会）
- ・2004 年度以降、既存の芸術系大学でのプロデューサー養成課程の策定を奨励する。（久保利本部員、日本映画製作者連盟、日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、日本映画製作者協会）

創作者育成専門機関の設立支援及び助成を行う

- ・創作者の技能向上のため、高等教育レベルの育成機関の 2005 年度中の設置を支援するとともに、当該養成機関に現場で活躍する現役創作者を講師として揃えることや、海外の同様の養成機関（例：「南カリフォルニア大学芸術学部」）との提携、インターンシップの活用等を通じた高度な教育を支援する。（日本映像ソフト協会、デジタルコンテンツ協会、日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、コンピューターエンターテインメント協会、日本映画製作者協会）
- ・当該育成機関における映像編集機材等の導入に対し助成措置を講じるとともに、撮影後の編集・加工・仕上げの作業を行う最新鋭のスタジオの利用支援を行う。

（角川本部員）

有望な創作者のための留学制度、奨学金制度を導入する

- ・センスと技能に恵まれた若い創作者が海外の先進事例に触れ、自らの才能を充分に伸ばすことができるよう、2004 年度から奨学金や留学資金を提供する。
（角川本部員、日本映像ソフト協会）

海外の一流創作者及びプロデューサーを招聘する

- ・創作者の動機や能力を高めるため、世界の第一線で活躍する「成功者」である一流創作者やプロデューサー等を2004年度から招聘し、共同作業プログラムや、セミナー、シンポジウムなどを実施する。**(角川本部員、日本映像ソフト協会)**

(2) 資金調達手段を多様化し、財政支援を行う

- ・コンテンツ制作にかかる資金調達手段を多様化し、財政支援を行うため、以下の取り組みを行う。**(日本映画製作者連盟)**

商品ファンド法による「映画ファンド」組成の円滑化を図る

- ・映画やゲーム等の制作に係る資金調達の円滑化を図るため、商品ファンド法における許可要件の緩和等について検討を行い、2004年度中に結論を得て所要の措置を行う。**(日本芸能実演家団体協議会・実演家隣接権センター)**

著作権の証券化、信託の枠組みを整備する

- ・コンテンツ制作にかかる資金提供者からの制約を少なくするとともに、著作権の流動化を図る観点から、制作事業者が自力で資金調達する手段として著作権の一般的な信託制度を創設するとともに、信託受益権を有価証券化できるよう、2004年度中に必要な法改正を行う。**(デジタルコンテンツ協会、情報通信ネットワーク産業協会、電子情報技術産業協会)**

公的保証制度を創設する

- ・コンテンツ制作に係る資金調達を支援するため、中小のコンテンツ制作事業者などの借り入れに対する公的な信用保証制度(完成保証保険)を付すことについて検討を行い、2004年度までに必要な措置を行う。**(日本映像ソフト協会、日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、大阪商工会議所)**

文化芸術活動を支援する

- ・民間からの資金調達が直ちに見込めない優れたコンテンツの制作を振興する観点から、十分な収益があがるまで一定の期間公的融資を活用するため、2004年度までに日本政策投資銀行の事業に文化芸術活動への低利融資事業、出資事業及び完成保証事業を追加する。**(角川本部員、日本芸能実演家団体協議会・実演家**

著作隣接権センター)

知的財産に関する税制を見直す(角川本部員)

- ・知的財産に関する税制を見直し、著作権の売買による流通促進及び映画等のコンテンツ制作を促進するため、以下の取組みを行う。(角川本部員)

ア)外部から購入する著作権を一定期間で減価償却できるよう関連法を改正する。(久保利本部員、日本映像ソフト協会、大阪商工会議所)

イ)映画等のコンテンツ投資に対する税制上の優遇措置、デジタル化促進税制(編集機器等デジタル制作基盤設備の投資促進)、コンテンツ制作に係る繰り延べ税制、出版物に対する消費税率軽減、劇場等に対する固定資産税や映画撮影に係る不動産課税の減免等各種支援措置について検討を行い、2003年度中に結論を得て、2004年度中に実施する。(日本映画製作者連盟、日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、日本映像ソフト協会、コンピューターエンターテインメント協会、日本書籍出版協会、日本雑誌協会)

(3)環境を整備する

コンテンツを活用し、日本というブランドを向上する

- ・我が国の国家イメージ戦略としてコンテンツを活用するため、2003年度以降以下の施策について集中的に実施する。(角川本部員、日本映像ソフト協会)

ア)文化芸術振興基本法の「基本方針」に基づく、優れた作品の創作の支援

イ)各種国際賞獲得のための財政支援

ウ)国際見本市や東京国際映画祭などのイベントを活用した海外向けのPR(日本映画製作者連盟)

エ)キャラクター等を核とする総合ブランド戦略への取組支援

オ)国際交流基金やODA等を通じた我が国コンテンツの海外発信支援

コンテンツ関連競技会を開催する

- ・若く才能ある創作者に発展の機会を与えるため、各コンテンツ産業界と国が協力し、2004年度から年1回以上の競技会(=挑戦の場)開催を支援する。(角川本部員、日本映画製作者連盟、日本映像ソフト協会)

フィルム・コミッショナ（自治体を中心に設立された野外撮影を誘致・支援する非営利組織）の口ヶ誘致活動を支援する

- ・ フィルム・コミッショナの口ヶ誘致活動を支援する。 **（角川本部員）**
- ・ 映画製作の野外撮影誘致活動を円滑にするため、構造改革特区の仕組みも視野に入れつつ、2004年度までに道路交通法等関係府省の有する規制の緩和を行う。 **（日本映画製作者連盟）**
- ・ 建造物等の管理者に対する協力促進の働きかけや、建造物等のデータベース整備のための支援を行う。 **（角川本部員）**

東京国立近代美術館フィルムセンターの充実を図る

- ・ 映像コンテンツ制作の環境整備を一層促進するため、フィルムセンターの映像コンテンツの保存機能、普及・上映機能を充実させるとともに、新たに人材養成機能や製作支援機能を付加することについて 2003 年度以降検討を行い、2004 年度中に結論を得る。 **（角川本部員）**

実演家の活動環境を整備する

- ・ プロダクション等に所属しない実演家、舞台・映像スタッフ等の安全を確保し、安心して活動に取り組める環境を整備するため、事故災害補償への対応や出演契約の書面化の促進について検討し、2004 年度中に必要に応じ法改正を行う。 **（日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）**
- ・ 子役の就労時間の延長、実演家の肖像権の保護の在り方などについて検討し、2004 年度中に必要に応じ法改正を行う。 **（日本芸能実演家団体協議会・実演権著作隣接権センター、日本演劇興行協会）**

2 .「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う

（1）権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する

技術的側面から実質的に保護する

- （電子透かし、権利管理システム（DRM :Digital Rights Management）、課金システムなどの技術開発・普及、標準化支援）
- ・ 権利を実質的に保護し、権利者まで適切に利益を還元するための技術の実用化

を促進するため，2003 年度以降引き続き実証実験等を通じ廉価で有効な技術的保護手段の開発・普及を支援し，2004 年度までにその標準化を促進する。

（角川本部員，日本音楽著作権協会，情報通信ネットワーク産業協会，デジタルコンテンツ協会）

（コンテンツ流通管理のための総合的なシステムの構築）

・コンテンツの配信，認証，課金，利益分配，違法コンテンツの流通管理までをコンテンツに関する権利者が総合的に管理・運用できるよう，実証実験などを通じて，2003 年度以降引き続き，各種技術を組み合わせた「コンテンツ流通管理システム」の開発を支援する。（久保利本部員，情報通信ネットワーク産業協会）

権利の付与により保護を強化する（例えば著作権の保護期間の延長，私的録音録画補償金制度の見直し）

（輸入権の創設）

・海賊版対策としても有効である海外企業との正規ライセンス締結を促進するため，音楽 CD などの日本への還流（並行輸入）を止める「レコード輸入権」の導入について，関係者間で進められている協議を促し，早急に結論を得て 2004 年度に必要な法改正を行う。（角川本部員，日本レコード協会）

（「消尽しない譲渡権」）

・CD やゲームソフトなどの中古品流通が，発売後間もない新盤市場へ与える影響が大きいことから，「消尽しない譲渡権」の創設について関係者間で協議が進められているが，中古販売を行う業者による販売のみに適用するなどの手段も含め検討し，早急に結論を得て，2004 年度中に必要に応じ著作権法等の改正を行う。（角川本部員，デジタルメディア協会，コンピュータエンターテインメント協会，コンピュータソフトウェア著作権協会）

（書籍に関する貸与権）

・レンタルコミック店の新刊市場へ与える影響が大きい現状に鑑み，著作権法附則第 4 条の 2（書籍等の貸与についての経過措置）の見直しについて関係者間で協議が進められているところであるが，早急に結論を得て，2004 年度中に

必要に応じ著作権法の改正を行う。(角川本部員, 日本書籍出版協会, 日本雑誌協会, 21世紀のコミック作家の著作権を考える会)

(著作権の保護期間延長)

- ・ 映画以外の著作物についても映画と同様に保護期間を 50 年から 70 年とすることについて, 関係者間で協議が行われつつあるが, 2004 年度中に結論を得る。(日本レコード協会, 日本音楽著作権協会, 知的財産国家戦略フォーラム, 日本文藝家協会, 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター)

(非営利・無料・無報酬の上映の限定)

- ・ 映像コンテンツの保護強化のため, 「公衆向けビデオ上映会」等を行える範囲を学校における上映等に限定することについて, 2004 年度中に必要に応じ著作権法の改正を行う。(角川本部員, 日本映像ソフト協会)

(出版物に関する「版面権」)

- ・ 出版社が著作物を公衆伝達している役割の大きさに鑑み, 出版社に版面の複製にかかる報酬請求権の在り方について, 関係者間で協議が進められているが, 早急に結論を得て, 2004 年度中に必要に応じ著作権法の改正を行う。(日本書籍出版協会, 日本雑誌協会)

(保護期間の満了した写真著作権)

- ・ 著作権保護期間が公表後 10 年であった経緯により著作権が消滅している写真家の権利の在り方について, 関係者間で協議が進められているが, 早急に結論を得て, 2004 年度中に必要に応じ著作権法の改正を行う。(日本写真家協会)

(私的録音録画補償金制度の改善)

- ・ 音楽 CD 複製機能を備えた汎用パソコンやコピーコントロール CD など多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ, 現在関係者間において, より実態に応じた実効性のある制度の構築をめざし協議が進められているが, 早急に結論を得て, 2004 年度中に必要に応じ同制度の改正を行う。(日本音楽著作権協会)

(2) 権利侵害に対する罰則を強化する

技術的保護手段の回避に係る罰則行為の対象を拡大する

- ・技術的保護手段の有用性を担保する観点から，接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰創設，接続管理回避サービスの規制，保護技術に反応しない無反応技術の規制等を行うため，2005 年度までに所要の検討を行い，必要に応じ法改正を行う。(角川本部員，日本映像ソフト協会，日本民間放送連盟，コンピュータソフトウェア著作権協会，日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会)

他の知的財産権侵害との均衡を図りつつ，著作権侵害に係る刑罰を引き上げる

- ・国内における著作権侵害に対する抑止効果を高めるため，刑事罰を大幅に引き上げることについて 2005 年度までに所要の検討を行い，必要に応じ著作権法の改正を行う。(日本レコード協会，日本映画製作者連盟，コンピュータソフトウェア著作権協会，日本映像ソフト協会)

(3) 国際的な著作権制度の調和を推進する

* 「保護分野」の項参照

(4) 海賊版対策を強化する

* 「模倣品・海賊版対策」の項参照

(5) 著作権教育の充実と啓発活動の強化を図る

* 「人材育成」の項参照

(6) 著作権法を簡素化する

- ・パソコンやインターネットの普及など，「情報化」の進展に伴う検索手段・利用手段の急速な普及により，著作権に関する知識がすべての人々に必要なものとなっていることから，著作権法そのものについても，一般の人々にとってできる限りわかりやすいものとするため，「権利の統合」や「契約に関する規定の見直し」など，著作権法の規定ぶり(権利の拡大・縮小とは別に)について，2005 年度までに単純化等の可能性を検討し，必要に応じ著作権法の改正を行う。(中山本部員，知的

3. 流通を促進する

(1) 新たな流通経路の確立により市場を拡大する

海外市場への進出を支援する

- ・国内のコンテンツの海外市場への進出を支援する(コンピュータソフトウェア著作権協会,情報通信ネットワーク産業協会)
- ・映画等については、海外映画祭への出品の際必要となる字幕作成やプリント複製費を助成、また2004年度からは「日本パビリオン」としてブース出展、国として日本映画の輸出を支援する。

新しい流通媒体の特性に応じたコンテンツを開発・流通する

- ・ブロードバンド,デジタルテレビなどの新たな流通媒体が登場し、それぞれの特性に応じたコンテンツの開発が必要との観点から、事業者の自発的な開発を促進するとともに、著作権権利処理システム、大容量コンテンツの流通技術をはじめとするブロードバンド・コンテンツ流通技術、「コンテンツ出会いの場」等の開発・実証実験を行い、2005年度中の実用化を目指す。(デジタルメディア協会)
- ・情報通信技術を活用し、国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を促進し、利活用を進めるためのシステム整備など所要の措置をとる。(角川本部員,デジタルメディア協会)

デジタル技術を活用した仲介システム開発及び実証実験を行う

- ・デジタル映像技術を活用し、これまで十分な上映機関のない地域において、新たな地域上映経路を立ち上げるため、コンテンツに関する権利者と劇場等上映施設の間の仲介システムを開発、実証実験を行ったうえで、2005年度までに実用化する。(角川本部員)

コンテンツ流通市場を形成する

- ・コンテンツ制作者がコンテンツを多様な流通経路の中から選んで発信できる

よう、コンテンツの仲買・価格形成機能を果たす‘目利き役’等による流通市場の創設について、2003年度以降海外における先進事例の調査を行い、2004年度中に必要な措置をとる。(角川本部員)

ネットワーク上で直接契約を行える「流通システム」の研究開発を行う

- ・コンテンツの円滑な流通を図るため、新技術と著作権契約システムを組み合わせ、コンテンツの利用に関する契約を、権利者と利用者がネット上で直接結べるシステムの研究開発を、2004年度までに実施する。

(2) 流通促進のための環境を整備する

コンテンツ流通のためのシステム整備を行う

- ・コンテンツに係る権利関係を利用する者が迅速かつ簡便な方法で検索できるよう、特に権利関係が複雑な映像コンテンツに関する権利・内容等の属性情報(メタデータ)に関するデータベースを2004年度中に構築し、広く公開する。関係者の協力を促すため、2005年度末まで集中的にその経費について税務面での優遇措置もしくは助成を行う。(角川本部員、日本音楽著作権協会)
- ・制作素材の利用を促進するため、文化・教育・産業などのデジタルコンテンツのアーカイブ整備を促進するとともに、国立国会図書館等において、散逸しやすいホームページなどのウェブ情報として存在する有用なデジタル情報をアーカイブ化し、その情報の利活用を促進する。(デジタルメディア協会)

自由利用マークといった意思表示システムの開発、普及を行う

- ・権利者の多様な意思を詳細に表示できる標準的な「意思表示システム」の検討を行うとともに、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるようにするため、関係事業者が自主的に提供・発行する「コンテンツ安心マーク」の検討を行い、2004年度までに普及、運用ルールの改善などを図る。(デジタルメディア協会)

新たな流通経路への活用に関する関係者間の合意形成を促進する

- ・インターネットをはじめとする新たな流通経路へのコンテンツの活用に関し、現在、権利者と利用者の間で進められている権利処理に関する調整について、

2004 年度までに結論を得るよう支援する。(角川本部員 ,日本映像ソフト協会)

- ・権利処理に関する合意形成が調整が難航し , 新たな流通経路を通じたビジネス展開が阻害されることのないよう , 権利処理ルールについて合意に至らなかつた場合の解決手順に関する紛争処理指針を整備する。具体的には , 協議・調整の場の設定 , 仲裁制度 , 裁定制度などの手段を柔軟に組み合わせる方向で検討し , 2004 年度中に結論を出す。(角川本部員 , 情報通信ネットワーク産業協会 , 日本映像ソフト協会)

ビジネスモデルの開発を支援する

- ・インターネットの普及が企業においてはほぼ 100% , 世帯においても 80% を超えたことを踏まえ , 「創造サイクル」を今後とも大きく回すため , コンテンツ保護・管理技術とネットワーク環境を活かした契約システムを組み合わせた新たなビジネスモデルの開発に向けた業界の取組を支援する。加えて , 映像コンテンツの流通促進のための関係業界による「契約見本」の整理を 2003 年度以降引き続き行い , 2004 年度中に終了するよう支援する。(デジタルコンテンツ協会 , 関西経済連合会)

コンテンツ業界の取引適正化・構造改革を行う

- ・コンテンツ流通業界独特の業界の慣習や流通形態を踏まえ 2003 年度中に役務取引ガイドラインの見直しを行うとともに , 独占禁止法及び下請法の厳正な適用を行う。
- ・2003 年度以降も引き続き放送事業者制定の制作委託「自主基準」の遵守徹底を行う。
- ・多様な映画作品の上映機会を提供するため , 2004 年度以降 , 国の優秀映画上映支援事業について映画館を含めた上映事業者を支援対象とすること , 興行収入透明化のため , 簡易 P O S 型発券業務管理システムの導入を容易にすることや , 全国の公立文化施設や公民館など非映画館での映画上映を活発化するため , デジタルプロジェクトを貸し出すことなどの施策を講じる。(日本映画製作者協会)

既存のコンテンツの有効活用を図る

- ・新たに作られるコンテンツの活用方法については権利者と利用者の間の契約にゆだねされることを前提としつつ、放送番組をはじめする映像コンテンツなどの既存のコンテンツのうち当事者間の権利処理の話し合いが進まず二次利用が行われないものについて、2003年度中に二次利用にかかる契約を促進する仕組みの構築に向けた当事者間の協議の場を設定し、議論を促進する。**(角川本部員、情報通信ネットワーク産業協会、デジタルコンテンツ協会、日本映像ソフト協会)**
- ・既存の教育番組の有効な二次利用を行うため、2003年度以降教育現場や社会人の需要を把握するモデル事業を行うとともに、NPOを活用したシステムの構築や番組保有事業者の保有の在り方について検討を行う。その上で、2005年度までに必要に応じ所要の措置を講ずる。**(角川本部員)**

地域におけるコンテンツの活用を促進する

- ・地域に埋もれている有用なコンテンツに広く国民が触れられるよう、各地方公共団体における知財本部の設置などの取組を支援する。**(角川本部員)**
- ・地域における伝統芸術デジタルアーカイブの拡充・ネットワーク利活用を支援するとともに、2003年度以降、地域におけるコンテンツの制作・流通・蓄積等の先導的な取組を支援し、これらの全国的な普及を推進する。**(角川本部員)**

4 . 施策の実施

(1)コンテンツビジネスを促進するための関係法律の改正を一括して行う「コンテンツビジネス振興法(仮称)」を制定する

- ・コンテンツの創造、保護、流通の基盤を整備し、これを促進するための関係法律の改正を一括して行う「コンテンツビジネス振興法(仮称)」を2004年度中に制定する。**(角川本部員)**

第5章 人材育成と国民意識を向上する

1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する

(1) 専門人材を育成する

知的財産に強く、国際競争力のある法曹の大幅な増員を図り、「知財弁護士」の充実に向けて、司法試験制度を含んだ改革を行う

(又は) 知的財産に強く、国際競争力のある法曹の育成を推進する

(法曹人口の拡大・充実と弁理士の機能の強化)(中山本部員、知的財産国家戦略フォーラム)

知的財産に強く、国際競争力のある法曹等を養成するとの観点から以下の措置を講じる。

- ・ 法曹人口の大幅な増加を図り、平成22年度頃には3,000人を目指すこととされている司法試験の合格者数を6,000人に倍増させることを目指す。(中山本部員)
- ・ 我が国の法曹人口については、平成22年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指し、おおむね平成30年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれているところであり、これによって、知的財産に強い法曹を含めて、我が国における当面の法律事務に対する需要には十分対応できる体制が整ったものと評価しうる。

仮に、法的需要についての実態把握なしに新司法試験合格者数を6,000人にすべきとの意見があるとするならば、反対である。(日本弁護士連合会)

- ・ 知的財産に強い弁護士の充実を図るため、知的財産に関する事件においてのみ法律事務を行うことができる知的財産法弁護士を認める。大学理工系学部卒業者を対象として、知的財産法を始めとするビジネスローの教育に力点を置いた法科大学院(「知財ロースクール」)において、知的財産に関して必要なものすべてを集中して履修させ、卒業生は知的財産法弁護士試験を受け、国家資格を得る。知的財産法弁護士についての司法試験科目は知的財産権法を中心とする。(下坂本部員、日本弁理士会、知的財産国家戦略フォーラム、日本弁理士政治連盟)

- ・ 知的財産をめぐる訴訟においても、代理人として法的主張を行い（弁護士）あるいはこれを受けて法的判断を行う者（裁判官）は、単なる専門的な法的知識を習得したのみでは足りず、「法の支配」の観点からそれを批判的に検討し、また発展的させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力や法的議論の能力を育成された者、すなわち「法曹」でなければならない。よって、「知的財産法弁護士」制度には反対である。（**日本弁護士連合会**）
- ・ 現行制度において特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士を、「知財ロースクール」に編入させ、知的財産関連訴訟における完全な形での訴訟代理権を与える、または、審決取消訴訟・共同受任事件における実務経験、知的財産専門職大学院の卒業資格等を条件に、侵害訴訟の単独受任を認める。（**下坂本部員、日本弁理士会、日本弁理士政治連盟**）
- ・ 特許権等の侵害訴訟における弁理士の代理権については、技術的知見を有する弁理士の専門性をも活用する趣旨で、弁護士が訴訟代理人となっている事件に限りかつ信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、それが付与される制度がようやくスタートしたところであって、未だ、その能力担保措置を経た弁理士は一人も輩出されていない。したがって、弁理士に特許権等の侵害訴訟における単独代理権を付与すべきとの意見があるとすれば、これに反対である。（**日本弁護士連合会**）

（司法試験科目）

- ・ 新司法試験制度において、コンテンツ・IT・バイオを含めた国家戦略としての知的財産の重要性を反映させるため、知的財産法を始めとするビジネスに関連する各種の法分野の科目を選択科目とする。（**久保利本部員、中山本部員、日本弁護士連合会**）

高度な知的財産専門人材となる弁理士の大幅な増員を図るとともに、機能を強化する（又は）高度な知的財産専門人材となる弁理士の育成を推進する

- ・ 知的財産専門職大学院の卒業者、指定調査機関・企業等の実務経験者、海外での博士号取得者に対する試験科目の免除等を通じて、受験者層の量的・質的拡大を図り、5年後に合格者数を1,000人に倍増させることを目指す。（**中**

山本部員、知的財産国家戦略フォーラム）

- ・高度な知的財産専門家の養成も必要である。弁理士・弁護士等の有資格者あるいは知的財産制度に関する研究者などの知的財産専門家を国際的に通用するレベルにまで育成するための高度専門職大学院等の養成機関の設立を図り、我が国の知的財産分野の指導的人材を養成することが可能となるシステムを構築すべきである。（日本弁理士会）
- ・新規な有用な創作の積極的保護を図る枠組みを構築するため、守秘特権（弁理士・依頼者間文書の開示免除）を特に検討する必要がある。（日本弁理士会）
- ・弁理士の機能強化として、「共同受任」の限定のない訴訟代理権を有するようにするため、弁理士試験制度改革を基本として、新弁理士と実務経験を通じた付記弁理士の機能を強化する。（日本弁理士政治連盟）

（2）知的財産に関する大学院、大学、学科の設置を推進し、知的財産教育を魅力あるものとする

各大学の創意工夫により、社会人の入学を促進するための夜間部の開設といった知的財産教育を進める環境を整備する

- ・2003年度以降、法科大学院、知的財産専門職大学院、MOT、知的財産を専攻する学部、学科の設立認可手続を簡素化し、以下の点に関して設置基準及びその運用を緩和する。（久保利本部員）
 - ・2004年度以降、社会人の入学や実務家教員の派遣を容易にするための夜間部やサテライト講座、Eラーニングを開設する。（御手洗本部員、知的財産国家戦略フォーラム）
 - ・2004年度以降、教員資格について、基礎法学以外の科目については、法学部の教育経験と切り離し、実務経験そのものを重視して、専任教員に関する要件を緩和する。（久保利本部員）
- ・2003年度以降、「知財ロースクール」の設置が可能となるよう、設置の審査及び第三者評価においては、理工系大学を含めて、各大学の創意工夫に基づく科目の開設や必修単位の設定を尊重する。（中山本部員、久保利本部員、日本弁護士連合会）

知的財産に重点を置いた法科大学院や専門職大学院、技術経営大学院など、あらゆる段階における知的財産教育を推進する

- ・知的財産に重点を置いた法科大学院や専門職大学院、技術経営大学院など、あらゆる段階における知的財産教育を推進する（日本私立大学連盟、知的財産国家戦略フォーラム、中部経済連合会）
- ・知的財産に関する大学・大学院レベルでの教育を一層推進するため、以下に掲げる国公私を通じた財政支援プログラムを実施し、各大学の自主的な取組みを促す。

（法科大学院における知的財産教育）

- ・法科大学院の入学試験に理系出身の特別枠を設ける。（中山本部員、日本経済団体連合会）
- ・法科大学院の学生が、他学部等における科学技術基本計画における重点 4 分野に関する技術系科目を受講できるようにするとともに、当該科目の単位を法科大学院の必須単位としても認定する。（森下本部員）
- ・知的財産専門家の再教育の場を更に充実させるため、米国 LLM（法学修士コース）を参考として、法科大学院の機能強化を図る。（中山本部員）
- ・法科大学院生に対する奨学金等の財政支援を充実させる。（久保利本部員、日本弁護士連合会）

（知的財産専門職大学院における知的財産教育）

- ・2004 年度以降、弁護士、弁理士に限らず、広く知的財産に携わり専門家を目指す者に対して、実務、ビジネス、知的財産政策、国際面を含めた教育を施し、知的財産に強い専門家を育成する知的財産専門職大学院について、創意工夫により設置・運営を行う大学院に対して財政的支援を行う。（中山本部員、阿部本部員、知的財産国家戦略フォーラム、中部経済連合会）

（MOT プログラム）

- ・2004 年度以降、科学技術の研究成果の事業化を戦略的にマネジメントする人材を養成するため、技術系大学卒、技術者を主に対象として、文理融合による実践的教育を行う技術経営大学院 MOT（マネージメント・オブ・テク

ノロジー) プログラムを実施する大学に対して、財政的支援を行う。(阿部本部員)

- ・2004 年度以降、国際的に通用する知識を持った MOT の専門家を養成する大学院レベルの「国際 MOT 専門家養成プログラム」を始めとした、MOT の教育プログラムの開発、設置を行う。(安西本部員)

(学部レベルにおける知的財産教育)(中山本部員、日本弁理士会、中部経済連合会、大阪商工会議所、国立大学協会、知的財産国家戦略フォーラム)

- ・2003 年度以降、学部レベルの知的財産専攻における知的財産教育を推進する
 - ・弁護士、弁理士等の高度専門職業人を支える人材を育成するため、学部レベルで特色ある優れた知的財産専攻プログラムを実施する大学に対して支援を行う。
 - ・2004 年度までに、弁護士、弁理士等、知的財産に関わる高度専門職業人を支える専門人材の養成を行う学部・学科レベルの知的財産専攻プログラムを支援するため、米国のパラリーガル制度も参考にしながら、例えば卒業と資格との関連付けなど、入学者にインセンティブを与えることや、専攻修了者の能力評価指標の在り方について検討を行う。(日本弁理士政治連盟)

(理工系大学における知的財産教育)

- ・2003 年度以降、知的財産を専攻しなくとも研究者として広く知的財産の創造にかかわることが想定される理工系学部・大学院の学生を対象に実践的な知的財産に関して必要な教育を集中して行うため、特色ある優れたプログラムを有する理工系学部・大学院に対して、財政的支援を行う。(知的財産国家戦略フォーラム)
- ・知的財産管理を始めとした、実践的プログラムを開発・提供する。(日本弁理士政治連盟)

(3) 知的財産教育・研究の基盤を整備する

知的財産教育に関する児童・生徒向け教育及び教員向け研修を推進する
知的財産を尊重する意識を身に着けるためには、幼少期における知的財産マインドの育成が肝要である。そのため、2003 年度以降、児童・青少年向け知的財産教育カリキュラムを策定し、教員側への知的財産に関する研修を一層充実させる。

(下坂本部員、日本弁理士会、日本弁理士政治連盟、知的財産国家戦略フォーラム)

国際的な研究・研修機能を充実させる

- ・2003年度以降、アジアにおける知的財産研究・研修の総合的な拠点をわが国に整備し、以下の事業を行う。
 - ・国内外、学際の最先端の研究者を招聘して研究を行う。(野間口本部員、知的財産国家戦略フォーラム)
 - ・弁護士、弁理士その他実務者の国際競争力を高める再教育を行う。(中山本部員、知的財産国家戦略フォーラム)
 - ・アジアからの研修生を受け入れて研修事業を行う。(川合本部員、下坂本部員、知的財産国家戦略フォーラム)

知的財産学を推進する

- ・情報学や環境学の発達によって、情報産業、IT産業、環境関連産業が発達したことに鑑み、2003年度以降、知的財産と経済成長、イノベーション、競争力、ベンチャーアイデア等との関係について、法学、技術、経済学等の多様なアプローチに基づき、知的財産に関する総合的かつ学際的な研究を推進する。(知的財産国家戦略フォーラム)

知的財産関連統計を整備する

- ・2003年度以降、の研究を促進する他ユーザーの多様なニーズに対応した政策展開に資するよう、知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産関連調査統計の幅広い活用を図る。

2. 国民の知財意識を向上する

(1) 「知的財産権」「産業財産権」へ用語を統一する

- ・依然として「知的所有権」「工業所有権」という用語を使用している法令・条約にあっては、それぞれ2004年度までに「知的財産権」「産業財産権」という用語に統一する。(中山本部員)

(2) 啓発活動を強化する

- ・2003年度以降、産業活動に従事する広範な者が知的財産の基礎知識を持ち、関心を持つ事はきわめて重要であることに鑑み、知的財産の基礎知識を教育するため、企業技術者、知的財産専門家等を教育の現場に派遣し、自らが体験した経験に則した実務教育を行うといった、社会の実態に即した教育の実施を更に充実させる。(下坂本部員、日本弁理士会、神奈川科学技術アカデミー)
- ・2003年度以降引き続き、児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、それぞれの特性を踏まえた知的財産に関するセミナーの開催を行い、2003年度以降、国民から募ったキャッチフレーズのキャンペーンを行い、普及・啓発事業を充実させる。(下坂本部員)